

第 5 章

資料編



学校図書館法

(昭和28年8月8日法律第185号)

最終改正：平成27年6月24日法律第46号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
 - 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。
- 附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（司書教諭の設置の特例）

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 （昭和33年5月6日法律第136号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 （昭和41年6月30日法律第98号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 （平成9年6月11日法律第76号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成10年6月12日法律第101号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成13年3月30日法律第9号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成15年7月16日法律第117号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成18年6月21日法律第80号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成19年6月27日法律第96号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則 （平成26年6月27日法律第93号）

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成27年6月24日法律第46号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

幼稚園教育要領における「絵本」に関する取扱い

（平成29年文部科学省告示第62号）（抜粋）

第1章 総則

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

（9）言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

第2章 ねらい及び内容

この章に示すねらいは、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。各領域は、これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。内容の取扱いは、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項である。

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮するものとする。なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚園教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

言葉

〔経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。〕

1 ねらい

（3）日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

2 内容

(9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
- (4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。
- (5) 幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。

保育園教育要領における「絵本」に関する取扱い

(平成29年厚生労働省告示第117号) (抜粋)

第1章 総則

3 保育の計画及び評価

(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。

ケ 言葉による伝え合い

保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし言葉による伝え合いを楽しむようになる。

第2章 保育の内容

1 乳児保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ウ 身近なものと関わり感性が育つ

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。

(イ) 内容

- ① 身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。
- ③ 保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。

2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

(イ) 内容

- ① 安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
- ② 玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

(ア) ねらい

- ① 言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。
- ② 人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。
- ③ 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。

(イ) 内容

- ④ 絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。
- ⑤ 保育士等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
- ⑥ 保育士等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。
- ⑦ 保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。

3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

(ア) ねらい

- ① 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- ② 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- ③ 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。

(イ) 内容

- ① 保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。
- ② したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。
- ③ したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。

- ④ 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- ⑤ 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- ⑥ 親しみをもって日常の挨拶をする。
- ⑦ 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- ⑧ いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- ⑨ 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
- ⑩ 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、子どもが保育士等や他の子どもと関わることにより心を動かされるような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。
- ② 子どもが自分の思いを言葉で伝えるときに、保育士等や他の子どもなどの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。
- ③ 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
- ④ 子どもが生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。
- ⑤ 子どもが日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領における「絵本」に関する取扱い

(平成29年内閣府／文部科学省／厚生労働省 告示第1号)(抜粋)

第1章 総則

第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等

3 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

(3) 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている園児の幼保連携型認定こども園修了時の具体的な姿であり、保育教諭等が指導を行う際に考慮するものである。

ケ 言葉による伝え合い

保育教諭等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表

現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容

身近なものに関わり感性が育つ

〔身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。〕

1 ねらい

- (1) 身の回りのものに親しみ、様々なものに関心をもつ。
- (2) 見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする。
- (3) 身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現する。

2 内容

- (1) 身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。
- (2) 生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気付き、感覚の働きを豊かにする。
- (3) 保育教諭等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。

第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容

環境

〔周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに関心をもつ。
- (2) 様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。
- (3) 見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。

2 内容

- (1) 安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
- (2) 玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。

言葉

〔経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。〕

1 ねらい

- (3) 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。

2 内容

- (4) 絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。
- (5) 保育教諭等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
- (6) 保育教諭等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。
- (7) 保育教諭等や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。

第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容

言葉

〔経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。〕

1 ねらい

- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育教諭等や友達と心を通わせる。

2 内容

- (9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
- (4) 園児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。

小学校 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

(平成29年文部科学省告示第63号) (抜粋)

第1章 総則

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

第2章 各教科

第1節 国語

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕C読むこと

- (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ学校図書館などを利用し、図鑑や科学的なことについて書いた本などを読み、分かったことなどを説明する活動。

〔第3学年及び第4学年〕C読むこと

- (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ学校図書館などを利用し、事典や図鑑などから情報を得て、分かったことなどをまとめて説明する活動。

〔第5学年及び第6学年〕C読むこと

- (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ学校図書館などを利用し、複数の本や新聞などを活用して、調べたり考えたりしたことを報告する活動。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (6) 第2の第1学年及び第2学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のエ、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ及び各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにする

とともに、他教科等の学習における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。

- 2(3) 第2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本などを選ぶことができるよう配慮すること。なお、児童が読む図書については、人間形成のため偏りがないよう配慮して選定すること。

第2節 社会

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2(2) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。また、全ての学年において、地図帳を活用すること。

第5章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2(7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第6章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕2内容

- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ウ主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

中学校 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

(平成29年文部科学省告示第64号) (抜粋)

第1章 総則

第3 教育課程の実施と学習評価

Ⅰ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

第2章 各教科

第1節 国語第2各学年の目標及び内容

〔第1学年〕C読むこと

- (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ学校図書館などを利用し、多様な情報を得て、考えたことなどを報告したり資料にまとめたりする活動。

第1節 国語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (6) 第2の第1学年及び第3学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ、第2学年の内容の知識及び技能〕の(3)のエ、各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、様々な文章を読んで、自分の表現に役立てられるようにするとともに、他教科等における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。
- 2 (3) 第2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。

第2節 社会

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (2) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に調べ分かつようとして学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。

第6節 美術

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 4 (1) 生徒が造形的な視点を豊かにもつことができるよう、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。

第4章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2(7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕2 内容

- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ア社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。

※参考（「小学校新学習指導要領解説総則編」より抜粋）

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

学校図書館については、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童の想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童や教職員の情報ニーズに対応したり、児童の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

また、これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている。

学校においては、このような学校図書館に期待されている役割が最大限に発揮できるようにすることが重要であり、学校図書館が児童が落ち着いて読書を行うことができ

る、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境として整えられるよう努めることが大切である。また、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが大切である。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望まれる。さらに、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが大切である。

こういった学校図書館の利活用を進めるに当たって、学校図書館における図書館資料の充実と、学校図書館の運営等に当たる司書教諭及び学校司書の配置の充実やその資質能力の向上の双方を図ることが大切である。図書館資料については、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料、電子資料（各種記録媒体に記録・保存された資料、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）等の図書以外の資料が含まれており、これらの資料について、発達障害を含む障害のある児童の年齢や能力等に配慮することも含め、児童の発達の段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが大切である。また、司書教諭及び学校司書については、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、学校図書館の館長としての役割も担う校長のリーダーシップの下、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが大切である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。なお、本項においては「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年法律第49号）を踏まえ「劇場、音楽堂等」としているが、こうした公共の施設の名称や施設が有する機能は地域によって多様であるため、ここに規定する施設に限らず児童の学習の充実に資する観点から幅広く活用を図ることが期待される。

高等学校 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

（平成30年文部科学省告示第68号）（抜粋）

第1章 総則

第3款 教育課程の実施と学習評価

Ⅰ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科・科目等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

(2) 第2款の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(6)に示すとおり読書活動を充実すること。

(3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

(4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。

(5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

(6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

第2章 各学科に共通する各教科

第1節 国語

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 生徒の読書意欲を喚起し、読書の幅を一層広げ、読書の習慣を養うとともに、文字・活字文化に対する理解が深まるようにすること。

- (4) 学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。

第2節 地理歴史

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、社会的事象の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、社会に見られる課題などについて、考察したことや構想したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視すること。
- (2) 調査や諸資料から、社会的事象に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、作業的で具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにすること。その際、地図や年表を読んだり作成したり、現代社会の諸課題を捉え、多面的・多角的に考察、構想するに当たっては、関連する各種の統計、年鑑、白書、画像、新聞、読み物、その他の資料の出典などを確認し、その信頼性を踏まえつつ適切に活用したり、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表したりするなどの活動を取り入れるようにすること。
- (4) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。

第3節 公民

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、社会的事象等の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、現実社会に見られる課題などについて、考察したことや構想したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視すること。
- (2) 諸資料から、社会的事象等に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにすること。その際、現代の諸課題を捉え、多面的・多角的に考察、構想するに当たっては、関連する各種の統計、年鑑、白書、新聞、読み物、地図その他の資料の出典などを確認し、その信頼性を踏まえつつ適切に活用したり、考察、構想の過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表したりするなどの活動を取り入れるようにする

こと。

- (3) 社会的事象等については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることをしないよう留意すること。
- (4) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも配慮すること。

第7節 芸術

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、表現及び鑑賞の学習の充実を図り、生徒が主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。

第3章 主として専門学科において開設される各教科

第11節 音楽

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。

また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し、生徒が様々な感覚や情報を関連付けて、音楽への理解を深めたり主体的に学習に取り組んだりできるよう工夫すること。

第12節 美術

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (2) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し、資料や情報の提示などにより生徒の発想や構想を高めたり、見方や感じ方を深めたりするなど主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。

第4章 総合的な探究の時間

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (9) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

特別支援学校（小学部・中学部） 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

（平成30年文部科学省告示第73号）（抜粋）

第1章 総則

第4節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 第3節の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童又は生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

特別支援学校（高等部） 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

（平成31年文部科学省告示第14号）（抜粋）

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第3款 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- (6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

「令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議「論点のまとめ」の概要 ～全ての子供たちの読む喜びを育む読書活動の推進～」

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13、議員立法)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 本年度は、第4次基本計画の最終年度であり、第5次基本計画(R5～9年度)の策定の参考とするため、有識者会議を設置
- 有識者会議による議論の結果(「論点のまとめ」)等を踏まえ、第5次基本計画を年度末までに策定予定

第1 近年における子供の読書活動に関する状況等

I 家庭・地域・学校の取組状況について

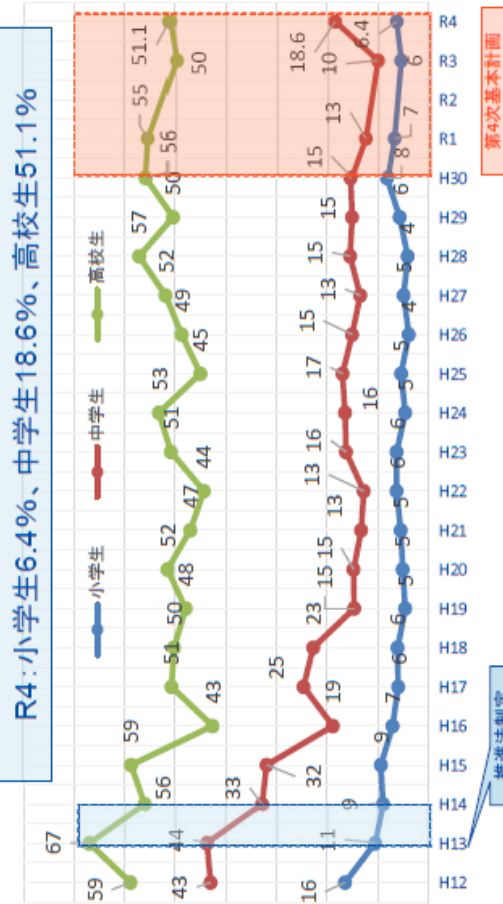
- 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点： 図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

II 子供の読書の状況等について

不読率の現状

目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率＝1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない



(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

新型コロナウイルスの感染拡大

- 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性
- 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇
※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加
(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

- 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い
(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)
(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)
- 日本の子供の読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37か国中11位)
※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い
(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2 基本方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子供たちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子供の読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子供たちの読書機会の確保

障害のある子供、日本語指導を必要とする子供等、多様な子供の可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4 子供の視点に立った読書活動の推進

子供が主体的に読書活動を行えるよう、子供の意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

第3 子供の読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める
- 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める（推進法第9条）

市町村

市町村推進計画策定率の数値目標（令和4年度末までに、市100%、町村70%以上）を達成（令和3年度：市：93.9%、町村：74.4%）

目標：市：100% 町村：80%以上

都道府県

- 都道府県立図書館を活用した支援
- 市町村の取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子供に着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子供の読書環境の整備、子供の不読にかかる状況等について、調査等を通じて、実態把握・分析
- 地方公共団体、学校、図書館等の先進的な取組事例を全国に共有

第4 子供の読書活動の推進方策

子供の読書活動の推進に当たっては、**家庭、地域、学校等が中心**となり、**社会全体で取り組む必要がある**

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 読書バリアフリー・コンソーシアム等、関連機関のネットワーク形成
- 地域の図書等資料の有効活用(図書館、学校、保育所等)

2 人材育成

- デジタル社会における多様な子供の読書環境整備に向けて講座等の見直し

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

II 家庭

○家庭での読書活動の習慣化

- (「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進)
- 多様な子供・家庭状況があることに配慮し、社会全体で支える

III 地域(図書館)

多様な子供たちの読書機会の確保

- アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
- 多言語・やさしい日本語による利用案内
- 地域の子供が親しみやすい講座、体験活動等に関連付けした取組
- 民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- 電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
- オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)

子供の視点

- イベント等への企画段階からの子供の参画
- 子供の要望を取り入れた資料・環境整備(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子供が立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)

※必要に応じ、「望ましい基準」の見直しを検討

IV 学校等

多様な子供たちの読書機会の確保

- 図書館、ボランティア等との連携
(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書の活用促進等)
- 第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
(図書整備、新聞配備、学校司書配置の促進)

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- 学校図書館図書情報のデータベース化
- 一人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
- 電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)

子供の視点

- 子供の意見聴取の機会の確保
- 図書委員等の子供の学校図書館の運営への主体的な参画

V 民間団体

- 読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
- 専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
- 地域における読み聞かせ等の活動の推進
(図書館のボランティア登録制度の充実、子どもゆめ基金等による助成)

全国学校図書館協議会図書選定基準

全国学校図書館協議会 1980年9月15日 制定
 1988年10月1日 改定
 2008年4月1日 改定

本会の実施する図書選定の基準を次のとおりに定める。

本会は1951年以降、各学校図書館が本来の目的を達成するための蔵書構成を行ううえで必要かつ適切な資料を提供するべく図書選定を実施してきた。この基準は、従来の図書選定基準を長年にわたる選定実務の経験を加味し、検討および整理をほどこし改定したものである。

I 一般基準

1 内容

学校における教育課程の展開に寄与し、児童生徒の学習活動や健全な教養・レクリエーションに役立つものであるか。

1) 知識を得るための図書

- (1) 正しい知識や研究成果が述べられているか。
- (2) 新しい知見や方法が紹介されているか。
- (3) 主題の取り扱い方は、新鮮で創意や工夫がみられるか。
- (4) 一貫した論理で体系づけられ、論旨が明確であるか。
- (5) 事実の叙述は、科学的に正確で、かつ具体的であるか。
- (6) 取り扱っている範囲は、児童生徒が学習や研究をするのに適切であるか。
- (7) 資料は、その主題を解明するのに適切なものであるか。
- (8) 異見・異説などのある場合は、必要に応じてこれを紹介し、その原拠が示されているか。
- (9) 引用文・さし絵・写真・図表などは、正確かつ適切で、必要に応じて原典が示されているか。
- (10) 統計は、正確で、調査時期および原拠が示されているか。

2) 教養のための図書

- (1) 児童生徒のたしかな批判力や豊かな情操を育てるものであるか。
- (2) 生きる希望にあふれ、深い感動を与えるものであるか。
- (3) 読書の楽しさを味わえるものであるか。
- (4) 内容や主題に独創性があるか。
- (5) 内容の取り扱いが、時流にのった興味本位のものになっていないか。
- (6) 正義と真実を愛する精神に支えられているか。
- (7) 人権尊重の精神が貫かれているか。

3) 教師向けの図書

- (1) 教職員の教育活動に資するものであるか。

2 表現

- (1) 児童生徒の発達段階に即しているか。
- (2) 差別的な表現がされていないか。
- (3) 小・中学生を対象とする場合は、常用漢字・現代かなづかいを用いているか。
- (4) 文章は、わかりやすく、文法にかなっているか。
- (5) さし絵・写真・図表などは、本文を理解するのに役立ち、適切なものであるか。

3 構成

- (1) 書名は、内容をよく表しているか。
- (2) 目次・見出しの表現や位置は、内容に適応したものであるか。
- (3) 必要な索引が完備され、引きやすいか。
- (4) 奥付には、必要な事項が記載されているか。
- (5) 必要な参考文献が掲げられているか。
- (6) 著者について必要な紹介がされているか。

4 造本・印刷

- (1) 製本・外観・大きさが適切であり、書誌的な体裁が整っているか。
- (2) 装ていや表紙のデザインは、美術的で好ましい印象を与えるか。
- (3) 製本は堅ろうで開きがよく、学校図書館における使用に耐えるものであるか。
- (4) 乱丁・落丁などの事故はないか。
- (5) ページ数は、扱っている内容にふさわしいか。
- (6) 活字の字体や大きさは、児童生徒の発達段階に即して適切であるか。
- (7) 版の組み方は、行間・字詰めに余裕があり読みやすいか。
- (8) 誤植はないか。ある場合は正誤表がついているか。
- (9) 印刷は鮮明で見やすいか。
- (10) さし絵・写真・地図などは鮮明で調和がとれ、大きさも適切であるか。
- (11) 用紙は良質で丈夫であるか。

II 部門別基準

I 百科事典・専門事典

- (1) 項目の選定や解説が適切になされているか。
- (2) それぞれの項目について、専門家が執筆し、説明の内容は正しく、かつ新しいか。また、執筆者が示されているか。
- (3) 見出しが使いやすく、必要な写真・図版が適切に掲げられているか。
- (4) 参照の指示が適切になされているか。
- (5) 参考となる資料が紹介されているか。
- (6) 索引は、調査研究に充分たえるように作られているか。
- (7) 統計資料・補遺・年鑑の刊行など、新しい情報を補充するための配慮がなされているか。
- (8) 必要に応じて、十分な改訂がなされているか。

2 辞典

- (1) 編者は、信頼のおける専門の研究

研究成果を踏まえた編集がなされている

か。

- (2) 見出し語の選定は適切であるか。
- (3) 解説・説明は正確でわかりやすく、客観的になされているか。
- (4) 索引や参考となる資料が、必要かつ充分につけられているか。
- (5) 必要に応じて、出典・用例・参照などが適切につけられているか。

3 年鑑・統計・白書類

- (1) 公的な機関または責任ある団体によって編集されたものか。
- (2) 資料の収集や処理が客観的かつ科学的であるか。
- (3) 統計は正確で新しく、調査年度および原拠が示してあるか。
- (4) グラフや図版が適切に使われ、また、必要な解説がつけられているか。
- (5) 年鑑は、とくに項目の選定や解説が適切になされているか。

4 叢書・全集

- (1) 編集方針が、全体の構成にいかされているか。
- (2) 各巻の内容は、相互に均衡がとれているか。
- (3) 全集類については、その標題と内容が一致しているか。
- (4) 全巻をとおした必要な索引がつけられているか。
- (5) 本文の異同につき明示し、さらに校訂が行き届いているか。
- (6) 商業主義的見地に立った編集上の不自然さがないか。

(注) 必要な場合は、叢書・全集の中の一冊でも対象とする。

5 翻訳書

- (1) 完訳であるか。
- (2) 完訳となっていないものについては、翻訳上の態度が明確であるか。
- (3) 原意をよく伝えるとともに、よくこなれた文章になっているか。
- (4) 適切な注釈が付けられているか。
- (5) 原典についての説明がなされているか。
- (6) 翻案書については、原作の意を損なわずに書きかえられているか。

(注) 日本古典の現代語訳についても上記に準ずる。

6 実用書・技術書

- (1) 児童生徒の生活にふさわしく有用なものであるか。
- (2) 内容が新しく正確であり、最新の技術・学問を反映したものであるか。

7 自然科学に関する図鑑

- (1) 写真や図版は、実物の色彩や形態を正確に伝えているか。
- (2) 写真や図版は、実物の特徴を正しく表現しているか。
- (3) 写真や図版には倍率が示してあるか。
- (4) 児童生徒の発達段階に応じた適切な解説や索引があるか。

8 地図帳

- (1) その地図の目的にかなった図法を用い、また、図法名を示してあるか。
- (2) 信頼のおける新しい原図をもとに

- (3) 位置や地形の表示は正確であり、工夫がみられるか。
- (4) 縮尺と、必要に応じて方位が、明示されているか。
- (5) 地図番号などの約束が明示されているか。
- (6) 色彩は鮮明で、統計地図などの段階差が明確に出るように配色上の工夫をしてあるか。
- (7) 国名や地名、統計上の数値などは最新のもののか。
- (8) 児童生徒の発達段階に応じた適切な解説や索引があるか。
- (9) 必要に応じて、地名を読みやすくする配慮がなされているか。

9 絵本

- (1) 子どもに対する愛情に貫かれ、絵と文が芸術的に調和しているか。
- (2) 絵は、内容を的確に表現したもので、子どもの感覚に合った楽しいものになっているか。
- (3) 文章は、子どもに理解できる内容や表現になっているか。
- (4) 用紙・装てい・判型などは、内容にふさわしく作品を十分に生かしているか。

(注) 中学・高校生向きの絵本についても上記に準ずる。

10 趣味・レクリエーションの図書

- (1) 児童生徒の趣味・能力に合致しているか。
- (2) 内容は正確であるか。
- (3) 児童生徒の健全な活動を促進するものであるか。

11 学習参考書

- (1) 児童生徒の学習活動に役立ち、その内容が教育課程に合っているか。
- (2) 内容が精選されているか。
- (3) 系統的で児童生徒に理解しやすいか。

12 伝説・民話

- (1) 採集資料について、採集年代・採集地・採集者・語り手あるいは出典など、必要な事項が記されているか。

13 神話

- (1) 古代における人びとの考え方や生活を理解できるものであるか。
- (2) 必要に応じて、原典または原拠が示されているか。
- (3) 必要に応じて、注解がつけられているか。

14 地域に関する図書

- (1) 地域の特質や現状が正確に記述されているか。
- (2) 他の地域にも通じる普遍性を有するものであるか。
- (3) 趣味的なものになっていないか。
- (4) 取り扱っている内容が独断的で恣意的なものになっていないか。
- (5) 取り扱っている内容について、その原拠を示すなど、調査・研究する場合に役立つものであるか。
- (6) 参考文献などが紹介されているか。

15 教師向けの教育図書

- (1) 内容は教育学の研究と教育活動の成果をもとに書かれているか。
- (2) 取り扱っている事柄の解釈が、個人的で恣意的なものになっていないか。
- (3) 教育実践に有効適切な理論、新鮮な問題提起、参考になる事例などを含んだ内容であるか。

16 教師向けの学術研究書

- (1) 教育課程の編成に役立つものであるか。
- (2) 学習指導に関連する専門的な研究を内容としたものであるか。
- (3) 主題と内容が高度であり、また、特殊すぎないか。

17 宗教に関する図書

- (1) 宗教の意義、現状、そのあり方を客観的に理解できる内容であるか。
- (2) 特定宗教の経典、教義、歴史、社寺などの解説は、正確なものであり、児童生徒の学習および教養に役立つものであるか。

18 政党に関する図書

- (1) 政党の現状、歴史を客観的に理解できる内容であるか。
- (2) 特定政党の綱領、政策およびその解説は、正確なものであり、児童生徒の学習・教養に役立つものであるか。

(注) 政治結社に関する図書についてもこれに準ずる。

19 性に関する図書

- (1) 主題や内容が、科学的に正確であり、児童生徒の発達段階に即しているか。
- (2) 倫理的に高い観点を有しているか。
- (3) 興味本位の内容になっていないか。

20 まんが

- (1) 絵の表現は優れているか。
- (2) 俗悪な言葉を故意に使っていないか。
- (3) 人間の尊厳性が守られているか。
- (4) ストーリーの展開に無理がないか。
- (5) 俗悪な表現で読者の心情に刺激を与えようとしていないか。
- (6) 悪や不正が讃えられるような内容になっていないか。
- (7) 戦争や暴力が、賛美されるような作品になっていないか。
- (8) 学問的な真理や歴史上の事実が故意に歪められたり、無視されたりしていないか。
- (9) 実在の人物については、公平な視野に立ち、事実に基づき正確に扱われているか。
- (10) 読者対象にふさわしい作品となっているか。
- (11) 原著のあるものは、原作の意が損なわれていないか。
- (12) 造本や用紙が多数の読者の利用に耐えられるようになっているか。
- (13) 完結されていないストーリーまんがは、原則として完結後、全巻を通して評価するものとする。

21 写真集

- (1) 主題は、児童生徒の成長に役立つものであるか。
- (2) 表現技術に新鮮さがあり、編集・印刷が丁寧に行われているか。

- (3) 必要に応じて、撮影上のデータ・解説などが適切につけられているか。

22 伝記

- (1) 著者の被伝者に対する態度は真摯で、資料をよく調べ、正確な記述となっているか。
- (2) 被伝者は、多面から描かれ魅力ある人物像となっているか。
- (3) 被伝者の業績や人格が、時代背景とのかかわりの中で描かれているか。
- (4) 文章は、人物像をいきいきと描き出しているか。
- (5) 児童生徒に生きる指針を与えるものであるか。

23 手記

- (1) 著者の執筆態度が真摯であり、その内容が真実追求の記録となっているか。

Ⅲ 対象としない図書

- (1) 特定地域でしか入手できないもの、直接販売方式でしか入手できないもの、個人出版物等一般に入手が困難なもの。
- (2) 限定版、および豪華特装版であるもの。
- (3) 教科書、副読本、問題集、特定教科書の解説書および自習書。
- (4) 特定宗教の立場よりする布教宣伝および一方的批判を内容としたもの。
- (5) 特定政党の立場よりする宣伝および一方的批判を内容としたもの。政治結社についてもこれに準ずる。
- (6) 書きこみや切り抜きなど個人で使用することを目的とするもの。
- (7) 破損しやすい、しかけ絵本。
- (8) 文庫本およびこれに準ずる大きさのもの。
- (9) 一般書籍として流通せず、雑誌としてのみ流通しているもの。
- (10) 年次刊行物を除く定期刊行物。
- (11) 原則として出版されてから半年以上経過したもの。

学校図書館図書廃棄規準

1993 年 1 月 15 日 制定

2021 年 12 月 1 日 改訂

公益社団法人全国学校図書館協議会

学校図書館には、「教育課程の展開に寄与する」「児童生徒の健全な教養を育成する」目的と、「学習センター」「情報センター」「読書センター」機能がある。このことを達成するためには、児童生徒および教員の利用に役立つ適切な図書館資料の質を高め、量を確保できるように整備しておかなければならない。学校図書館の資料は図書資料をはじめ多種多様な資料群にわたるが、とりわけ図書資料は資料群の中核を成すものである。したがって、学校図書館では、利用者の立場に立って適切で優れた図書の選択収集に努め、かつ常に蔵書の更新を行う必要がある。また、蔵書の管理には一貫性と統一性が保たれなければならない。蔵書の点検評価に伴い図書を廃棄する場合には、個人的な見解によることなく客観性のある成文化した規準にもとづき行わなければならない。

この規準は、学校図書館において蔵書を点検評価し廃棄を行う場合の拠りどころを定めたものである。ただし、電子書籍はこの規準の対象としない。

I 一般規準

次の各項のいずれかに該当する図書は、廃棄して更新の対象とする。

1. 受入後 10 年経過した図書。
2. 形態的には使用に耐えうるが、記述内容・掲載資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書。
3. 新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値の失われた図書。
4. 時間経過に伴いカラー図版資料の変色が著しいため、誤った情報を提供することが明白になった図書。
5. 利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書。
6. 改訂版や新版が刊行されて、利用価値が失われた旧版図書。
7. 破損・汚損等により書籍としての魅力が失われた図書。
8. 紛失した図書。

II 種別規準

次の種別に属する図書は、「I 一般規準」に加えてそれぞれの種別ごとの各項に該当する場合、廃棄して更新の対象とする。

1. 図鑑

1) 刊行後 3 年を経ているもので、最近の研究成果にそぐわなくなった図書。

2. ハンドブック・要覧

1) 新版が刊行され利用価値の失われた旧版図書。

3. 歴史書・伝記

1) 新資料の発見等により史実について評価が著しく変わった図書。

4. 地図帳

1) 刊行後 3 年を経ているもので、記載地名等に変化が生じた図書。

5. 旅行案内書

1) 刊行後 2 年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

6. 地誌

1) 刊行後 3 年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

7. 法律書・法令書

1) 刊行後 3 年を経ているもので、主要な法律・法令の改正により現状にそぐわなくなった図書。

8. 人権関係書

1) 記述内容に人権擁護上の問題が明らかとなった図書。

9. 時事問題関係書

1) 刊行後 3 年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

10. 学習参考書

1) 刊行後 3 年を経ているもので、学習の現状にそぐわなくなった図書。

2) 「学習指導要領」準拠図書で、「学習指導要領」の改訂により学習事項やその取り扱いが変わった図書。

11. 就職・受験案内書

1) 刊行後 2 年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

12. 技術書・実験書

1) 刊行後 3 年を経ているもので、技術・実験についての記述内容が現状にそぐわなくなった図書。

2) 記述内容に安全上問題であることが明らかとなった図書。

13. 公害・環境問題関係書

1) 刊行後 3 年を経ているもので、最近の研究成果がとりいれられていない図書。

14. 料理・服飾関係書

1) 素材・技術・デザイン・流行等が現状にそぐわなくなった図書。

15. スポーツ関係書

1) 種目・ルール・技術・用具等が現状にそぐわなくなった図書。

16. 辞典

1) 語義・語源・用例等の記述に重大な誤りが発見された図書。

2) 常用漢字や教育漢字表が改訂され、学習の現状にそぐわなくなった図書。

Ⅲ 廃棄の対象としない図書

次の図書は原則として廃棄の対象としない。

1) 郷土資料 2) 自校資料

《運用上の留意事項》

1. 図書の更新にあたっては、校内に蔵書構成を検討する委員会等を設け、教育課程に適合した蔵書構成となるように組織的に対処する。
2. 備品図書の廃棄は、学校設置者が定める条例・規則等にしがって行う。



ＬＬ（エルエル）ブック

「ＬＬ」はスウェーデン語で「やさしく読みやすい」を意味する言葉の略。知的障害や発達障害のある人などが読みやすいよう、写真や絵、絵文字（ピクトグラム）、短い言葉などで構成された本。

オリエンテーション（ガイダンス・学校図書館オリエンテーション）

多くの場合は、新年度始めに学校司書や図書館担当者が司書教諭や担任等とともに行う。児童生徒や教職員に対して学校図書館の概要、利用法、利用規則、利用上の留意点等を説明し、積極的な利用を促す活動。

学校図書館図書標準

文部省が平成5年に小中学校に備えるべき学校図書館蔵書冊数の目標として定めたもの。学級数に応じた冊数が示され、裏付けとなる図書費が地方財政措置されてきた。平成19年に改正。

教職員への支援

教職員の授業や生徒指導など教職員児童生徒に関する支援全般のこと。教材研究、教材作成、資料作成等に資料・情報を提供したり、学校図書館の立場から助言をしたりする。授業によっては計画段階から図書館が参画することも含める。

索引

本文中にある重要な語句などを参照しやすいように、巻末などに体系的に記載したもの。

検索

あらかじめ、蓄積及び組織化された情報の中から必要とする文献や情報を探し出すこと。

件名

図書・資料の持つ主題を端的に表す語または複数の語。言葉で主題を検索するとき使う。

情報活用能力

平成29年・平成30年に告示された学習指導要領では、情報活用能力が言語能力や問題発見・解決能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」の一つとして位置付けられた。その中で、情報活用能力は、「世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である」と定義された。

情報教育

情報活用能力の育成を目指し、教科「情報」を含む全ての教科で情報手段の活用を図り、情報を適切に判断・分析するための知識や技能を育む。

情報ファイル（ファイル資料）

パンフレット、リーフレット、写真、新聞の切り抜き、地図などをフォルダー、ファイル等に入れたもの。

出典

故事、成語、熟語、引用文等が、もともと書かれていた書籍やその箇所となる引用もと。

ストーリーテリング

語り手があらかじめ、ストーリーを覚え、いったん自分のものとして「話」を語って聞かせる手法。

墨字

点字に対して、それ以外の文字のことをいう。手書き文字、印刷文字を問わない。

請求記号

図書等の配架された書架等を示す記号。通常は分類記号、図書記号、全集の場合には巻冊番号をラベルに書き、背表紙の下部に貼付する。所在記号ともいう。



装備

図書資料を学校図書館の資料として利用出来るようにする作業。破損・紛失の防止のため登録印の押印、バーコードラベルの貼付（登録番号の記載）、請求記号を記したラベルの貼付等、付図・正誤表の貼付け、図書の耐久性を高めるためのフィルムの装着なども行う。

探究的な学習

【課題の設定】→【情報の収集】→【整理・分析】→【まとめ・表現】のような問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みの学習活動を指す。こうした探究の過程は、およその流れのイメージであり、いつも順序よく繰り返されるわけではなく、学習活動のねらいや特性などにより順序が前後する場合がある。学習指導要領が改訂され、2022年より高校では「総合的な探究の時間」が新たに実施され、「生きる力」を主軸に社会で求められる力の育成が求められている。

著作権

自分の考えや気持ちを作品として表現したものを「著作物」、著作物を創作した人を「著作者」、著作者に対して法律によって与えられる権利のことを「著作権」と言う。著作権法は、著作権の内容を、大きく二つに分けて定めている。一つは、著作物を通して表現されている著作者の人格をまもるための「著作者人格権」、もう一つは、著作権者が著作物の利用を許可してその使用料を受け取ることができる権利としての「著作権(財産権)」である。

＊学校の教育活動に関しての著作権は改訂著作権法第35条を参照。

DAISY (ディジー)

視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音資料。誰にでもアクセスしやすいデジタル情報システムをめざして作られた国際規格。

ディスレクシア

知的能力自体に障がいはないが、読み間違えたり鏡文字を書くなど、文字の読み書きだけに困難がある学習障がい。「読字障がい」と訳されることも多い。

データベース

特定の分野の情報を大量に収集・分析加工・蓄積・整理して、コンピュータで利用できる形に整えた情報ファイル。主な目的は情報検索である。

電子資料 (デジタル資料)

コンピュータを媒介とし、デジタル化されたデータで頒布、流通する資料。紙媒体の情報を電子化したものも含めて電子資料という。

読書郵便 特定の本についてその本の魅力を他者に向けて、手紙やはがきの形式で紹介したもの。

日本十進分類法 (NDC)

日本の標準的な分類法で現在ほとんどの公共図書館及び学校図書館で使用されている。図書等を主題又は形式によって分類し、十進数字で表す。

(例) 芥川龍之介の「羅生門」は、文学(9)日本語(1)小説・物語(3)で、分類記号は913、

図書記号は著者の頭文字からアとする。

*詳しくは日本十進分類法（日本図書館協会発行）参照

配架

図書等を所在記号の順序に書架に配列すること。書架の左端から右へ、上の段から下の段へ、右隣の書架への順に配架する。

パスファインダー

特定のトピックや主題に関する資料や情報をまとめ、図書館が提供する関連資料の探し方を一覧にまとめたリーフレットのこと。デジタル画面で閲覧、検索のできるデジタルパスファインダーもある。

ファイリング

目的の情報や関連する情報が記載されている資料（新聞・雑誌の記事、リーフレットやパンフレット等）を分類・整理して綴じ込む事。綴じたものをファイル資料という。

フロアワーク

学校では主に司書が、図書館内の書架や閲覧机等の間を巡り、利用案内、書架案内、読書案内、レファレンスサービス（資料案内）など児童・生徒の援助を行うこと。

分類番号

日本十進分類法（NDC）P.23参照。これによって、定められた番号で、その図書資料がどのような内容なのかを示す。

別置

図書等の配架を利便性、管理上により、他の書架等に配架すること。美術全集のような大型本や文庫・新書のような小型本、絵本、貴重書などは、常時別置にすることが多い。新着本、特定の主題や季節、学校行事等で一定期間別置することもある。

マルチメディアデージー図書

本文の文字・画像が音声と同期している電子図書。『マルチメディアデージー』は、活字だけでは文の内容を理解しづらいディスレクシアの人々に有効であることが証明され、欧米ではすでに教科書などの配布形式としてメジャーになっている。また、デジタル情報なので、高齢者や弱視者にも使いやすいレイアウト（文字の大きさ、色、行間、縦書きと横書き、等々）に変更することができ、誰でも使えるユニバーサル図書と言える。

メディア（図書資料）

ここでは主に、学校教育に必要な図書、雑誌、新聞、小冊子やパンフレットの他に、音声や静止画、動画など、学校図書館で組織化されて読書や学習に活用できるメディアを総称している。

目録

図書等の所在の確認や、探すときに利用されるもの。カード目録では、書名目録、著者目録、件名目録などがある。近年は電算化され、コンピュータ目録が多い。

リーディングトラッカー

文章を読む際に、行を飛ばしたり何度も同じ行を読んだりすることの無いよう、今読んでいる行だけに注目できるように、両隣の行が見えないように隠すための道具。

ライト 元の文章をわかりやすく書き直して読みやすくすること。

*著作権法第37条3項を参照

レファレンス・サービス（資料案内）

利用者の課題を解決するため、利用者の求めに応じて図書館担当者が解決に



必要な資料や情報を提供、提示すること。その際、利用者との対話（レファレンスインタビュー）の中でその内容を明確にし、適切な資料を案内することが重要。

本に関する記念日まとめ

絵本週間	3月27日～4月9日
子ども読書の日	4月23日
こどもの読書週間	4月23日～5月12日
学校図書館の日	6月11日
文字・活字文化の日	10月27日
読書週間	10月27日～11月9日



【子ども読書の日】 4月23日

子どもの読書活動推進に関する法律（平成13年12月交付）第10条2項で、4月23日を子ども読書の日とし、国及び地方公共団体に対し、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう求めている。この法律は、子どもの読書活動の重要性から、子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう積極的にその環境整備を図るため公布施行された。

【学校図書館の日】 6月11日

「学校図書館法の一部を改正する法律」が平成9年6月11日法律第76号をもって公布され、同日から施行された。これにより、12学級以上の全ての学校に司書教諭の配置が義務化され、11学級以下の学校にはできるだけ配置することになった。これを記念して、社団法人全国学校図書館協議会は6月11日を「学校図書館の日」と制定した。

【文字活字文化の日】 10月27日

2005年7月に施行された「文字・活字文化振興法 第11条」により、毎年10月27日は「文字・活字文化の日」と制定された。国及び地方公共団体に対し、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施するよう求めている。

【読書週間】 10月27日～11月9日（文化の日を中心にした2週間）

昭和22年（1947年）、出版社・取次会社・書店と公共図書館、そして新聞・放送のマスコミ機関も加わって、11月17日から、第1回『読書週間』が開催された。反響はすばらしく、翌年の第2回からは期間も定められ、この運動は全国に広がっていった。



本の記念日を子ども達にも知らせたいね！
学校図書館で、この日を紹介したり、図書館
行事を開催したり、いろいろな取組みをやっ
てみよう。

【本の紹介】

	タイトル名（順不動）	著書名	出版社名
1	中学生・高校生のための探求学習スキルワーク6プロセスで学ぶ	桑田てるみ 編	全国学校図書館協議会
2	学校図書館 学びかた指導のワークシート	全国学校図書館協議会 編	全国学校図書館協議会
3	図書館学び方ノート小学校/図書館学び方ノート中学校	全国学校図書館協議会 編	全国学校図書館協議会
4	小学校における学び方の指導	徳田悦子 著	全国学校図書館協議会
5	鳥取・羽合小学校「アロハ図書館タイム」はじめます。ー司書教諭による学校図書館活用授業	北田明美 著	全国学校図書館協議会
6	教科学習に活用する学校図書館ー小学校・探究型学習をめざす実践事例新しい教育をつくる司書教諭のしごと	小川三和子 著	全国学校図書館協議会
7	発信する学校図書館ディスプレイ使われる図書館の実践事例	吉岡裕子・遊佐幸枝 監修	少年写真新聞社
8	学校図書館発育てます!調べる力・考える力ー中学校の実践から	遊佐幸枝 著 桑田てるみ 監修	少年写真新聞社
9	みつけるつかむつたえあうー学校図書館を活用した授業の創造	山形県鶴岡市立朝陽第一小学校 編	国土社
10	司書教諭が伝える言語活動と探究的な学習の授業デザイン	塩谷京子 堀田龍也 著	三省堂
11	学びを拓く授業モデルー学校図書館から教育を変える①～③	五十嵐絹子／藤田利江 著	国土社
12	探求的な学習を支える情報活用スキルつかむ・さがす・えらぶ・まとめる はじめよう学校図書館	塩谷京子 著	全国学校図書館協議会
13	学校図書館に司書がいたらー中学生の豊かな学びを支えるためにシリーズ学校図書館	村上恭子 著	少年写真新聞社
14	21世紀を生きる学習のための活動基準シリーズ学習者のエンパワメント	アメリカ・スクール・ライブラリアン協会 (AASL) 編	全国学校図書館協議会
15	学校司書と先生のためのすぐできるブックトーク	渡辺暢恵/小柳聡美/和田幸子/齋藤洋子 著	ミネルヴァ書房
16	学校図書館は何かができるか?その可能性に迫るー小・中・高等学校の学校司書3人の仕事から学ぶ	門脇久美子・実重和美・漆谷成子・堀川照代 著	国土社
17	鍛えよう!読むチカラ学校図書館で育てる25の方法	桑田てるみ 監修 「読むチカラ」プロジェクト 編著	明治書院
18	授業で活用する学校図書館ー中学校・探求的な学習を目指す実践事例 新しい教育をつくる司書教諭のしごと	稲井達也 編著	全国学校図書館協議会
19	問いをつくるスパイラルー考えることから探究学習をはじめよう!	日本図書館協会図書館利用教育委員会 図書館利用教育ハンドブック学校図書館(高等学校)版作業部会 編著	日本図書館協会
20	学校図書館の活用名人になるー探究型学習にとりくもう	全国学校図書館協議会 編	全国学校図書館協議会
21	学校図書館改造プロジェクトー思考力・読解力アップの新空間!	井上一郎 編著	東洋館出版社
22	図書館へ行こう!楽しい調べ学習 1・2・3年生ー東京都荒川区立第六日暮里小学校の学校図書館活用	藤田利江 編 著	国土社
23	何でも学べる学校図書館をつくるーブックカタログ&データ集	片岡則夫 編著	少年写真新聞社
24	図書館へ行こう!図書館クイズーオリエンテーション・図書委員会資料付 知識と情報の宝庫ー図書館活用術	山形県鶴岡市立朝陽第一小学校 編	国土社
25	学校図書館を活用した学習指導実践事例集	日本学校図書館学会 編	教育開発研究所
26	みんなでつくりよう学校図書館	成田康子 著	岩波ジュニア新書
27	気になる著作権Q&Aー学校図書館の活性化を図る始めよう学校図書館	森田盛行 著	全国学校図書館協議会
28	学校図書館、まずはこれから はじめよう学校図書館	中村伸子 著	全国学校図書館協議会
29	楽しもう!学校図書館ディスプレイ	さわださちこ 著	全国学校図書館協議会
30	はじめてのアニメーションー1冊の本が宝島	岩辺泰史+まなび探偵団アニメーションクラブ	柏書房
31	読書で遊ぼうアニメーションー本が大好きになる25のゲーム	モンセラット・サルト 著 佐藤美智代・青柳啓子 共訳	柏書房
32	ビブリオバトルを楽しもうゲームで広がる読書の輪	谷口忠大監修 粕谷亮美著	さ・え・ら書房
33	ばくの絵本わたしの絵本 0から6歳までの絵本ガイド	石川道子・平田美恵子・湯沢朱美・編/著	プランニング遊
34	これならできる!楽しい読書活動 アニメーション、ビブリオバトル、ブックトークなど気軽に実践するための事例集	吉田和夫・稲井達也 編 小中学校読書活動研究会 著	学事出版
35	読書イベントアイデア集〈中・高校生編〉はじめよう学校図書館	高見京子 著	全国学校図書館協議会
36	小学校での読み聞かせガイドブック改訂版ー朝の15分のために	湯沢朱美 編著	プランニング遊
37	キラキラ読書クラブ子どもの本の702冊ガイド 改定新版	キラキラ読書クラブ 編	玉川大学出版部
38	今、この本を子どもの手に	東京子ども図書館 編	東京子ども図書館
39	子どもと本	松岡享子 著	岩波書店
40	絵本の記憶、子どもの気持ち	山口雅子 著	福音館書店
41	えほんのせかいこどものせかい	松岡享子 著	日本エディタースクール出版部
42	【季刊誌】はいくる	保育文化研究所 編	古今社
43	【月刊誌】学校図書館	全国学校図書館協議会	全国学校図書館協議会
44	「学校図書館ガイドライン」活用ハンドブック 解説編	堀川照代	悠光堂
45	「学校図書館ガイドライン」活用ハンドブック 実践編	堀川照代	悠光堂
46	学びをつなぐ学校図書館	林良子	悠光堂
47	学びの環境をデザインする学校図書館マネジメント	野口武悟	悠光堂
48	情報教育と学校図書館が結びつくために	今井福司	悠光堂
49	どう使う?学校図書館と1人1台端末 はじめの一歩	全国学校図書館協議会	全国学校図書館協議会
50	GIGAスクール構想(取り組み事例)ガイドブック	中川一史	翔泳社

【参考にした本】

	タイトル名(順不動)	著書名	出版社名
1	「人」 台端末時代の学校図書館担当指導主事の仕事と知識	全国学校図書館協議会指導主事研修委員会	全国学校図書館協議会
2	司書教諭学校司書のための学校図書館必携 理論と実践	全国学校図書館協議会 監修	悠光堂
3	一人ひとりの読書を支える学校図書館―特別支援教育から見えてくるニーズとサポート	野口武悟 編著	読書工房
4	多様性と出会う学校図書館―一人ひとりの自立を支える合理的配慮へのアプローチ	野口武悟・成松一郎編著	読売工房
5	学習指導要領	文部科学省	
6	学校図書館活用ハンドブック 学力向上のための読書活動	村山功 他	静岡大学
7	最新図書館用語大辞典	図書館用語辞典編集委員会	柏書房
8	幼保連携型認定子ども園教育・保育要領解説 平成30年3月	内閣府 文部科学省 厚生労働省	フレーベル館
9	図書館情報学用語辞典 第4版	日本図書館情報学会用語辞典編集委員会 編	丸善出版株式会社
10	学校図書館教育指導計画作成の手引 ～子どもたちの学びを豊かにする学校図書館～	横浜市教育委員会 編著	時事通信出版局
11	どう使う？学校図書館と「人」 台端末はじめの一歩	全国学校図書館協議会	全国学校図書館協議会
12	学校図書館活用あらかわモデルプラン 資料ダイジェスト	荒川区 編	国土社
13	生かそう、使おう 学校図書館 ～学校図書館活用の手引	札幌市教育委員会	
14	子どもと本と学びをつなぐ 学校図書館司書教諭の手引	島根県教育委員会	
15	読書の指導と学校図書館 学校図書館学	大串夏身 監修 小川三和子 著	青弓社
16	～豊かな学びを支え、子どもと本をつなぐ～ 学校図書館ハンドブック	大分県立図書館	
17	授業にいかす 情報ファイル	藤田利江 著	全国学校図書館協議会
18	学校司書・司書教諭・学校担当者のための学校図書館スタートガイドーサンカクくんと問題解決！	学校図書館スタートガイド編集委員 編	少年写真新聞社
19	図書館学基礎資料 第12版	今まど子 編	樹村房
20	本でつなごう親子のコミュニケーション	平成24年 鳥取県教育委員会	
21	司書教諭・学校司書のための学校図書館必携 理論と実践	全国学校図書館協議会 監修	悠光堂
22	「学校図書館ガイドライン」活用ハンドブック 解説編	堀川照代	悠光堂
23	「学校図書館ガイドライン」活用ハンドブック 実践編	堀川照代	悠光堂
24	学びをつなぐ学校図書館	林良子	悠光堂
25	GIGAスクール構想（取り組み事例）ガイドブック	中川一史	翔泳社

【参考にしたホームページ】

	タイトル(順不動)	アドレス
1	文部科学省 別添「学校図書館ガイドライン」	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm
2	文部科学省 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_01751.html
4	文部科学省 学校図書館	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/
5	知的書評合戦ビブリオバトル公式	https://www.bibliobattle.jp/
6	文部科学省 子ども読書の情報館「全国の実践事例」	https://www.kodomodokusyo.go.jp/iirei/index.html
7	文化庁 著作権	https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/index.html
8	全国学校図書館協議会	http://www.j-sla.or.jp/
9	鳥取県立図書館の目指す図書館像	http://www.library.pref.tottori.jp/about/index.html
10	とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン（改訂版）	http://www.library.pref.tottori.jp/support-center/post-40.html

【資料提供協力校】

米子市教育委員会	伯耆町教育委員会
江府町立図書館	南部町法勝寺図書館
伯耆町立こしき保育所	伯耆町立溝口保育所
伯耆町立ふたば保育所	伯耆町立あさひ保育所
社会福祉法人虹保育会 ゆりかご保育園	三朝町立三朝小学校
伯耆町立溝口小学校	鳥取市立宮ノ下小学校
鳥取市立浜坂小学校	湯梨浜町立羽合小学校
鳥取市立北中学校	三朝町立三朝中学校
県立鳥取西高等学校	県立鳥取東高等学校
県立湖陵高等学校	県立倉吉東高等学校
県立米子西高等学校	県立青谷高等学校
県立琴の浦高等学校	鳥取大学附属特別支援学校
県立米子養護学校	

公共図書館一覧

資料 11

図書館名	郵便番号	所在地
鳥取県立図書館	680-0017	鳥取市尚徳町101
鳥取市立中央図書館	680-0845	鳥取市富安2丁目138-4
鳥取市立用瀬図書館	689-1201	鳥取市用瀬町用瀬832
鳥取市立気高図書館	689-0334	鳥取市気高町北浜3丁目121-6
米子市立図書館	683-0822	米子市中町8
倉吉市立図書館	682-0816	倉吉市駄経寺町187-1
倉吉市立せきがね図書館	682-0402	倉吉市関金町大鳥居193-1
境港市民図書館	684-0033	境港市上道町3000
岩美町立図書館	681-0003	岩美町浦富1038-6
八頭町立郡家図書館	680-0463	八頭町宮谷256-4
八頭町立船岡図書館	680-0471	八頭町船岡539-1
八頭町立八東図書館	680-0601	八頭町北山48-1
若桜町立わかさ生涯学習情報館	680-0701	若桜町若桜751
ちえの森ちづ図書館	689-1402	智頭町智頭2090-1
湯梨浜町立図書館	689-0714	湯梨浜町龍島497
町立みささ図書館	682-0195	三朝町大字大瀬999番地2
北栄町図書館	689-2221	北栄町由良宿803-1
北栄町図書館北条分室	689-2111	北栄町土下112
琴浦町図書館	689-2303	琴浦町徳万266-5
琴浦町図書館赤碕分館	689-2501	琴浦町赤碕1140-1
南部町立法勝寺図書館	683-0351	南部町法勝寺341
南部町立天萬図書館	683-0201	南部町天萬558 天萬庁舎1階
日吉津村図書館	689-3553	日吉津村日吉津930 ヴィレステひえづ
大山町立図書館	689-3111	大山町赤坂766-1
大山町立図書館大山分館	689-3332	大山町末長269-1
大山町立図書館名和分館	689-3211	大山町御来屋263-1
伯耆町溝口図書館	689-4201	伯耆町溝口652-1
伯耆町岸本図書館	689-4133	伯耆町吉長49
日南町図書館	689-5212	日南町霞785
日野町図書館	689-4503	日野町根雨129-1
江府町立図書館	689-4401	江府町江尾1944-2